

(論文内容の要旨)

本論文は、持続可能な発展に資するようなクリーン開発メカニズム (CDM) のガバナンスのあり方について論じたものである。「はじめに」と「おわりに」を省く、5章で構成されている。

「はじめに」では、研究の目的と方法論について論じている。CDMの持続可能な発展を促進するためには、誰のどのような参加が必要となるのかを明らかにすることにより、(i)CDMにおいて「地域」の持続可能な発展を促進するためのCDMガバナンスのあるべき方向性を提示すること、及び(ii)それを分析するための分析枠組を提示することを目的としている。

1章では、CDMにおける持続可能な発展がどのように論じられてきたかという背景を明らかにするとともに、本論文でいうところの「CDMにおける持続可能な発展」の定義を行っている。

2章では、CDMにおいて「地域」の持続可能な発展を促進するという課題を論じるために、CDMの言説に関する文献レビューを行い、それに基づいて分析枠組を設定した。国際関係論におけるパートナーシップ論を利用し、パートナーシップの正当性(参加の質と機会、討議の言説と機会)と結果(結果的に促進される持続可能な発展)という分析軸を利用することを論じた。

3章では、2章のパートナーシップ論の分析軸を利用し、国際レベルのCDMルール設定過程において、持続可能な発展が議論されない要因を明らかにした。この章では、COPやCDM理事会などの国際レベルのルール設定の過程では、CDMにおける「持続可能な発展」の定義を各途上国の判断に委ねるという2001年のCOPの決定が要因となって、CDM理事会では「CDM」を「GHG削減」という言説に基づいて議論する結果を導いたこと、一方で「持続可能な発展」という言説は副次的なものとして扱われていたことを論じている。加えて、CDM理事会には、「CDM」を「GHG削減」以外の言説で捉えるアクターが選定されておらず、結果的に地域コミュニティの意見が代弁されてこなかったことが明らかになった。

4章では、地域レベルの事業計画策定と実施過程において、どのアクターの組み合わせが「持続可能な発展」を導いているかを明らかにした。CDM事業を実施することにより、事業そのものから発生する便益と、事業外活動から発生する便益の二種類の便益が見られるが、それぞれの便益発生のために構築されるパートナーシップは異なることを明らかにしている。また、途上国の私企業と地域コミュニティ間での定期的な討議の果たした役割について論じている。

5章は本論文の考察と結論部分である。3章の国際レベルの分析、及び4章の地域レベルの分析の結果に基づいて、国際レベルの意思決定の場において、地域レベルの事業実施の場における地域コミュニティの声を反映することができるアクターの特定、そしてCDMにおいて「持続可能な発展」を促進するために、現在のCDMルールに加えて、必要となる制度上の政策を提示している。

「おわりに」では、本論文で明らかにした点、そして今後の課題をまとめている。

（論文審査の結果の要旨）

現在、1170件以上ものCDMが国連に登録されている。しかし、その事業の多くは持続可能な発展、特に事業が実施される地域の持続可能な発展には貢献していないという批判が近年多くあげられている。

このような状況を受けて、本論文では、パートナーシップ論を利用して、CDMルール設定の現状と事業実施のあり方を分析することにより、持続可能な発展を促進できるようなCDMガバナンスのあり方を提示した。これにより、パートナーシップ論はCDMにおける持続可能な発展に関する分析をする際の有効な枠組であることを提示している。また、分析枠組みを設定するにあたり、CDMに関する各々の既存研究を「CDM」の言説によって分類することにより、「CDM」をいかに捉えることができるかを体系的に類型化しながら導き出している点は、独自の貢献である。

また、国際レベルと地域レベルの両政策レベルについて分析している点をパートナーシップ論における学術的意義としてあげられる。パートナーシップ論の既存研究、あるいはCDMの持続可能な発展を論じる既存研究では、国際、あるいは地域レベルという片方からの分析はこれまでみられたが、双方のレベルを通じた考察はなかった。本論文では、CDMが「ルール」および「事業実施」という異なる連続した側面が存在し、それゆえにCDMの持続可能な発展を論じる際には、双方を分析する必要があることを論じている。本論文は、この双方からの分析により、現行の制度ではこれら二つのレベルを調整するアクターが不在であること、そして調整を担うことができるアクターを特定している。

加えて、多くの既存のCDM研究では、事例対象としてCDMの前身となった共同実施活動（AIJ）が分析されていた。その一方で、国連に登録された事業だけを対象としているものは極めて少ない。本論文では、登録されたCDM事業のみを分析の対象としたことから、CDM事業に伴う特有のリスクを無視していない。

本論文の社会的意義は、途上国の温室効果ガス排出が増加傾向にある中、今後の気候変動の政策を含めたCDMガバナンスのあり方の方向性を示している点である。また、クレジット獲得や費用対効果の高い手法による気候変動対策が、実際には地域レベルで負の影響を生じさせていること、そしてそれらが国際交渉などの意思決定の場では認識されていないことを明らかにした点も、ひとつの貢献といえる。

しかし、本論文中でも言及しているように、パートナーシップの費用に関する問題や市場を自主的に規制するような私的政策の効果との比較などの課題も残されている。この点については、著者の今後の研究に期待される点である。

以上のように、本論文は地域の持続可能な発展を促進するようなCDMガバナンスのあり方についての方向性の提示、そしてパートナーシップ論の有効性について、地球環境学の発展に貢献した。よって本論文は、博士の学位論文として価値あるものとみとめる。また、平成21年1月16日、論文内容とそれに関連した事項について諮問を行った結果、合格と認めた。